

第 17 回

熊本県議会

地域対策特別委員会会議記録

令和4年6月14日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第17回 熊本県議会 地域対策特別委員会会議記録

令和4年6月14日（火曜日）

午前10時1分開議

午前11時52分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 新たな地方創生への取組に関する件
- (2) 行政サービスの維持向上に関する件
- (3) 付託調査事件の閉会中の継続審査

出席委員（15人）

委員長 緒方 勇 二
 副委員長 河津 修 司
 委員 岩下 栄 一
 委員 松田 三 郎
 委員 吉永 和 世
 委員 池田 和 貴
 委員 小早川 宗 弘
 委員 田代 国 広
 委員 西 聖 一
 委員 淵上 陽 一
 委員 前田 憲 秀
 委員 濱田 大 造
 委員 岩本 浩 治
 委員 城戸 淳
 委員 前田 敬 介

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

部長 平井 宏 英
 理事兼
 市町村・税務局長 真田 由紀子
 市町村課長 坂野 定 則
 人事課長 磯谷 重 和

企画振興部

理事兼
 デジタル戦略局長 小金丸 健

政策審議監 深川 元 樹

首席審議員兼

企画課長 小川 剛 史

地域振興課長 久保田 健 二

デジタル戦略課長 受島 章太郎

システム改革課長 黒瀬 琢 也

知事公室

政策調整監 天野 誠 史

健康福祉部

健康福祉政策課長 井藤 和 哉

環境生活部

環境政策課長 江橋 倫 明

男女参画・

協働推進課長 板橋 麻 里

商工労働部

商工政策課長 津川 知 博

首席審議員兼

労働雇用創生課長 工藤 真 裕

産業支援課課長補佐 工藤 あずさ

観光戦略部

観光交流政策課長 久原 美樹子

観光振興課長 石井 利 幸

農林水産部

農林水産政策課長 徳永 浩 美

むらづくり課長 吉住 俊 郎

土木部

監理課長 森山 哲 也

教育委員会

教育政策課長 竹中 千 尋

事務局職員出席者

政務調査課主幹 西村 哲 治

政務調査課主幹 内布 志保美

午前10時1分開議

○緒方勇二委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、第17回地域対策特別委員会

を開催します。

議事に先立ちまして、さきの補欠選挙で当選され、議長指名により、新たに本委員会の委員に濱田議員が選任されましたので、一言御挨拶をお願いいたします。

○濱田大造委員 濱田大造でございます。また一生懸命頑張りますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。（拍手）

○緒方勇二委員長 次に、本日の特別委員会ではインターネット中継が行われます。委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、今年度最初の委員会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

改めまして、委員長の緒方でございます。

本委員会には、新たな地方創生への取組に関する件、行政サービスの維持向上に関する件の2件が調査事件として付託されております。

本地域対策特別委員会は、4年目を迎えますが、人口減少に起因する従来からの課題に加え、コロナ禍への対応や行政のデジタル化等の新たな課題も含めて審議してまいりました。どれも本県の将来を大きく左右する喫緊かつ重要な課題であり、また、関係する分野も多岐にわたっているところであります。

この委員会において執行部の皆様と建設的に意見を交換しながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

委員の先生方をはじめ、執行部の皆様の御協力をいただきながら、河津副委員長とともに本委員会の円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

次に、副委員長からも一言御挨拶をお願いいたします。

○河津修司副委員長 副委員長の河津でございます。

今委員長からもございましたが、本委員会における2件の付託調査事件は、本県の発展に関わる大変重要なテーマと認識しております。

この1年、円滑な委員会運営が行われますよう、委員長を補佐し、精いっぱい努めてまいりますので、委員各位並びに執行部の皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

お世話になります。

○緒方勇二委員長 次に、執行部の紹介につきましては、お手元の関係部課職員名簿に代えさせていただきます。

なお、本日の委員会出席者は、説明資料に關係する職員のみとしておりますので、お手元の配席表により御確認ください。

次に、執行部を代表して、平井総務部長から挨拶をお願い申し上げます。

○平井総務部長 おはようございます。

総務部長の平井でございます。執行部を代表いたしまして、一言御挨拶させていただきます。

地域対策特別委員会では、昨年度に引き続き、人口減少への対応を進めていく上での重要な視点となる新たな地方創生への取組と行政サービスの維持向上、2点が付託調査となっております。

新たな地方創生の取組につきましては、DXの推進と移住、定住等の推進という2つのテーマがございます。

DXの推進につきましては、くまもとDX推進コンソーシアムの設立がなされておまして、産学行政の連携による県全体のDX推進というのが課題になってこようかと考えております。

移住、定住等の推進につきましては、TS

MCの本県への進出という追い風をしっかり捉えつつ、移住、定住のさらなる推進を図っていかなければならないと、そういうことを考えているところでございます。

行政サービスの維持向上につきましては、本委員会での御意見等を踏まえまして、熊本県市町村支援に関する取組方針を策定しております。この方針に沿いながら、また、市町村の意向を十分に聴きながら取り組んでまいりたいと考えております。

今年度も引き続き、委員の皆様方の御議論を円滑に進めていけるよう、執行部としましても精いっぱい頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○緒方勇二委員長 それでは、お手元に配付の委員会次第に従い、付託調査事件を審議させていただきますので、よろしく申し上げます。

議題1、新たな地方創生への取組に関する件、議題2、行政サービスの維持向上に関する件について、一括して執行部から説明を受け、その後質疑を受けたいと思っております。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと考えておりますので、説明につきましては簡潔にお願いいたします。

また、説明者は着座にて説明をお願いします。

では、資料に沿って執行部から説明をお願いします。

○受島デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

新たな地方創生への取組のうち、まず、DX関係について御説明をいたします。

資料の1ページ目をお願いいたします。

昨年度の取組概要についてでございます。

(1)熊本県情報化推進計画の策定について御説明いたします。

この計画は、県の情報化施策を総合的、計

画的に推進するための基本となるものであり、これを基に地域ですとか行政のデジタル化に取り組んでまいります。

計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間になります。

本計画の背景といたしましては、人口減少や働き方改革といった社会環境の変化、ICTの普及、そして国における戦略や行政のデジタル化の方針といったものがございます。

この計画では、具体的な取組を「1 安全・安心・便利で創造性豊かな社会の実現」と「2 デジタル行政の実現」の大きく2つの分野で整理をしております。

安全・安心・便利で創造性豊かな社会の実現の分野では、(1)ICTを利活用するための環境整備、(2)県民が便利に暮らせるまち、(3)企業や事業者が創造性を発揮できるまち、(4)災害や危機に強いまち、(5)ICT活用による「令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン」の推進の項目でそれぞれ取組を進めてまいります。主に、ICTデジタル技術により、県民の利便性、快適性の向上を図るものや企業など産業の振興を図る取組を掲げております。

2ページをお願いします。

2、デジタル行政の実現の分野では、(1)先端技術やデータ利活用による高度化された行政、(2)職員が創造する価値を最大化できる行政、(3)災害や危機に強い行政の項目で取組を進めていきます。主に、ICTの活用により、行政の効率化、省力化を推進する取組などを掲げております。

この計画は、推進体制にありますように、副知事をトップに各部長で構成する熊本県高度情報化推進本部において、全庁的な連携と意思統一を図りながら、引き続き、部局横断により事業を推進させてまいります。

3ページ目をお願いします。

昨年度の取組の2項目として、くまもとDXブランドデザインについて御説明します。

グランドデザインは、人口減少による人手不足など地域の課題を乗り越え、また、コロナ禍において格段の進展を見せております新たなデジタル技術を活用した産業振興、地域活性化を推し進めるため、熊本県においても積極的にデジタル技術による変革、いわゆるDXを推進するというふうな考え方を基本としております。

策定の経緯にありますとおり、知事と有識者から成りますDXくまもと創生会議において議論を重ね、令和4年2月に策定に至ったものでございます。

順序が逆になりましたが、目的でございます。

DXの推進は、行政のみならず、民間の幅広い立場の方々の活動が前提となるものであります。このグランドデザインは、取組の主体となる産学行政共通の目指すべき羅針盤として策定をしたものでございます。

4ページ目をお願いいたします。

DXグランドデザインの概要について御説明します。

県民の総幸福量の最大化に向けて、2つのビジョン、あるべき姿として、1、産業の発展、県民所得の延伸、2、快適、安心な生活環境の創生を置き、この実現の方向性として、7つの取組を記載しております。

左側にもものづくり産業、農業、観光の3つの分野、右側に医療、それから福祉などのヘルスケア、5番目として、防災、災害対応、住民サービス、教育・仕事環境の分野を掲げており、これらにデジタル技術を活用していくことで、将来ビジョンの実現を目指してまいります。

こうした県全体でのDXを推進する上での前提となる取組として、まず、DXグランドデザインの考え方について、理解、関心を深めていくこと、産学官それぞれの立場から成るプレーヤーづくりと相互連携による取組の共創を促進すること、そしてその中から成功

事例を創出することが重要と考えております。

5ページをお願いします。

ここからは、今年度の取組概要を記載しております。

1点目は、(1)産学行政におけるDXの推進です。

今御説明いたしましたくまもとDXグランドデザインを踏まえ、県全体でのDX機運の醸成を図ってまいります。

具体的には、企業、団体、大学、自治体などから成るコンソーシアムを設立いたしまして、イベント、セミナーをはじめとする活動を推進してまいります。

次に、実践事例の創出も進めてまいります。

企業などから、デジタル活用、DX推進の御提案をいただき、公募型実証プロジェクトを進めてまいります。また、大学、専門学校での人材育成への支援、連携も進めてまいります。これらによる好事例を、コンソーシアムの中で横展開を図り、さらなる活動の活性化につなげてまいります。

また、③として、今後のDX推進の基盤づくりについての取組を進めてまいります。

1つは、スマートシティに関する市町村との連携です。

既に、県内の幾つかの市では、スマートシティ、スーパーシティを推進しておりますが、県としても、この取組を支援するとともに、これら地域間の連携、さらにはこれら以外の町村への波及を進めてまいりたいと考えております。

その際重要となりますのが、行政、民間がデータを連携し、活用することで新たな価値を創造できる仕組みを構築することです。県としてのいわゆるデータ連携基盤の検討を進めてまいります。そのためには、行政が保有するデータについて活用できるオープンデータ化も必要であり、この点について

もしっかり進めてまいります。

なお、データ連携基盤、オープンデータの推進につきましては、必要経費を6月補正予算でお願いをしているところでございます。

6ページをお願いいたします。

6ページには、くまもとDX推進コンソーシアムの概念図をお示ししております。

最下段の産学官の各主体である企業、団体、大学などがコンソーシアムに数多く御参加をいただき、イベントなどを通じた機運醸成を図ってまいります。そして、矢印にプレーヤー化と記載しておりますが、このコンソーシアムの入会企業等から、公募型の実証プロジェクトなど、個別事業を推進してまいることで好事例を創出し、また、ほかの企業の参考にしていただくと、そういうことで、また右側の機運醸成につながっていくというふうな循環を考えております。

7ページをお願いします。

今年度の取組の大きな2点目は、(2)行政手続のオンライン化です。

国では、自治体DX推進計画を作成し、自治体における情報システムの標準化、共通化やマイナンバーの普及促進などとともに、行政手続のオンライン化についても重点的に取り組む方針を示しております。

県としては、行政手続のオンライン化を進めるとともに、市町村における行政DX全体の推進を、技術的な面も含めて、しっかりと支援していくこととしております。

8ページをお願いいたします。

①県及び市町村における行政手続のオンライン化についてでございます。

まず、1、県の行政手続のオンライン化についてです。

県には、おおむね4,000ほどの手続がございますが、このうち、年間200件を超える手続が253ございます。

県では、これら全てについて、手続をオンライン化していくこととしております。技術

的な課題などがないものについては、既にオンライン化をスタートさせており、今後もシステムの改修時期と合わせるなど、順次手続をオンライン化させてまいります。

次に、2、市町村の手続オンライン化についてです。

国の自治体DX推進計画では、特に国民の利便性向上に資する手続として、マイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続について、オンライン手続を進める方針を示しています。子育て、介護などの26の手続について、市町村では、令和4年度末を目指してオンライン手続を進める必要があります。

県としては、県内全ての市町村において着実にオンライン化が進められるよう支援を強化してまいります。

9ページをお願いします。

赤線で囲んでおります26手続が、市町村においてオンライン化を進める必要があるものとなります。

10ページをお願いいたします。

市町村におけるDX支援についてです。

行政手続のオンライン化のみならず、市町村におけるDX全般を支援していくための3つの取組を記載しております。

まず1点目は、熊本県市町村DX推進連絡調整会議の設置です。

自治体DX推進計画に掲げる重点項目、具体的には、情報システムの標準化、共通化、そして行政手続のオンライン化、さらにはマイナンバーカードの普及促進などにつきまして、県と市町村において情報を共有しながら、総合的かつ効率的に進めることを目的としています。

県と全市町村が一堂に会する中で、基本的な考え方、それから取組を進めるに当たっての課題や悩み事、そして参考事例の共有を行うことで、市町村の取組を支援してまいります。

次は、2点目として、市町村へのデジタル化支援専門人材派遣事業です。

デジタル人材を派遣し、専門的な立場から、市町村の実情に応じた課題整理や取組についての助言を行い、個別市町村を支援します。今年度は、昨年度よりも、予算、人員体制を拡充し、実施をしております。

3番目の市町村個別支援では、特に行政手続のオンライン化について、県職員が個別に市町村を訪問し、具体的な課題把握を行いながら支援を行ってまいります。小規模町村を中心に、個別の状況に寄り添い、丁寧な支援に努めてまいります。

デジタル戦略推進課からの説明は以上です。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

続きまして、新たな地方創生への取組のうち、移住、定住等関係について御説明いたします。

説明資料の11ページをお願いいたします。

本県では、全庁的に連携して移住、定住の推進に取り組むため、昨年4月、熊本県移住定住推進本部を設置しております。本部会議は、副知事を本部長として、部長級職員等で構成しており、その事務を補助するため、関係課の課長級職員で構成する幹事会を設置しております。

12ページをお願いいたします。

資料の右側に記載しておりますとおり、5月に開催しました本部会議では、2、近年の転入・転出の状況や、3、本県への移住者の属性、5、令和4年度移住定住関係事業等をテーマとして意見交換を行いました。

13ページをお願いいたします。

東京都における転入・転出超過の状況でございます。

下段のグラフは、東京都と他の道府県との間での転入、転出の状況を示したものです。

左側のグラフ、令和元年度では、年間を通して、東京都への転入が転出を上回る転入超過でしたけれども、真ん中の令和2年度では、5月に転出超過となっております。これは、平成25年7月の統計開始以降初めてのことでございます。

右側のグラフ、令和3年度におきましても、引き続き転出超過となる月があり、都市から地方へという流れが続いていると言えるかと思えます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

本県における転出入者数等でございます。

下段のグラフは、本県と他の都道府県との間での転出、転入の状況を表したもので、左側が令和2年、右側が令和3年になります。

東京、大阪などの都市圏に対しましては、令和2年、令和3年ともに転出超過ではありましたが、令和3年は、その差が縮小しております。この傾向は、福岡県で特に顕著でございまして、令和2年は1,652人の転出超過でございましたけれども、令和3年は548人と大幅に縮小しております。全体でも、グラフの下の米印のところに記載しておりますとおり、3,717人の転出超過から864人への転出超過と、いわゆる社会減が縮小しているという状況でございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

令和3年度の本県への移住者数の集計結果でございます。

市町村における住民窓口アンケート等を集計しました結果、県外から本県への移住者数は2,025人となっております。

下段、右側の表は、本県が設置しております移住相談窓口における移住相談件数でございます。

左側のグラフの黄色の折れ線グラフは、熊本、東京、大阪窓口合計の相談件数の推移を表してございまして、地方移住への関心の高ま

りに合わせて、ほぼ右肩上がりに増えていっているという状況でございます。

グラフの上の参考欄の2点目のところに記載していますとおり、東京のふるさと回帰支援センターが公表しました2021年の移住希望地ランキングにおきましては、本県は5年ぶりにランクインするなど、熊本への関心は高まっていると思っております。

続きまして、16ページをお願いいたします。

令和3年度移住者アンケート調査の概要を記載しております。

令和2年度以降に、各市町村の移住関係の施策を利用して移住された317世帯を対象に調査いたしまして、167世帯から回答を得たものでございます。

下段に回答者の基本属性を示しております。下段の真ん中、②年代の円グラフでは、20代から40代が移住者の6割以上を占めるなど、幅広い年齢層が移住されているということが分かっております。

下段左側の④移住スタイルでは、熊本県内に居住歴があるUターンが、濃い青色ですけれども、29.3%。それから、Jターンが、薄いピンクで左側のほうにあります4.8%。こちらを合わせて約3割であるのに対しまして、県内に居住歴がないIターンが、薄い青色で書いておりますけれども、40.7%。4割以上を占めているという結果となっております。

続きまして、17ページをお願いいたします。

問1、移住前の居住地は、都道府県別に見ますと、東京都が最も多く、次いで福岡県、神奈川県の間となっております。

下段の問2、居住形態では、移住前と移住後の居住形態を比較しております。青色は戸建ての持家の割合、赤色は戸建ての賃貸住宅の割合を示しております。移住後は戸建てに住む方が増加しているというところ

でございます。

右側の問3、住まい探しの情報源では、不動産サイトや知人の紹介に次いで、空き家バンクが活用されているということが分かっております。

18ページをお願いいたします。

問4、移住前の熊本との関わりでは、下から2番目の「特になし」と答えられた方は11.4%にとどまっております。9割近くの方が移住前に熊本と何らかの関わりを持たれているということが分かっております。

先ほど、基本属性で御説明しましたとおり、県内に居住歴がないIターンの方が4割以上を占めている一方で、多くの方が移住前に本県と何らかの関わりを持たれているということが分かっております。

右側の問5、移住する際の不安は「仕事や収入に関すること」、「引越越し費用に関すること」といった金銭的な事柄や「地域づきあいに関すること」、「住まいに関すること」などが多く挙げられております。

続いて、19ページをお願いいたします。

そのアンケートから分かったことを4点まとめさせていただきます。

1つ目は、東京都に次いで、福岡県からの移住者が多いということでございます。

昨年度から、福岡をターゲットとした取組を重点的に進めてまいりましたけれども、今年度は、さらに相談体制を強化するため、福岡事務所内に移住相談窓口を新設することとしております。

2点目ですけれども、移住に当たっては、一軒家に住まれる方が多く、空き家バンクが活用されているということでございます。

現在、空き家バンクは、市町村ごとに作成しております。移住希望者からすると、市町村ごとにそれぞれの空き家バンクを検索しなければならないということで、利用しづらい面がございます。また、知名度の高くない市町村にとりましては、空き家バンクまでた

どり着いてもらえないというおそれもござい
ます。

そのため、今年度、県主導で、広域的な情
報を掲載した空き家バンクプラットフォーム
の構築に向けて取り組んでまいります。

3つ目は、仕事のほか、引っ越し費用や住
まいへの不安を感じている方が多いというこ
とでございます。

昨年度、当課で、住まい支援補助金を新設
しまして、引っ越し費用やリフォーム費用の
補助を行う市町村への支援を行ってまいりま
した。

今年度は、上限額、補助率を引き上げるな
ど、より重点的な支援を行うこととしており
ます。

最後に、4点目は、移住者の約9割が、移
住前に熊本県と関わりがあるということでご
ざいます。

今年度は、熊本県にゆかりのある人をつな
ぐ熊本コネクションプロジェクトを拡充しま
して、熊本ファンを全国に増やし、熊本への
移住希望者の裾野を広げる活動を展開した
と考えております。

20ページをお願いいたします。

移住、定住の推進に向けた取組の方向性で
ございます。

上段に記載していますとおり、基本方針と
しまして、地方移住の関心の高まりに合わ
せ、都市部の若年層をターゲットに、豊かな
暮らしを実現する施策を展開し、熊本への人
の流れを加速化することとしております。

具体的には、移住定住推進本部を軸に、豊
かに暮らせる熊本の実現に向けて、移住者の
暮らしの基盤となる生活環境、社会基盤、教
育環境等の整備を着実に進めているところで
ございます。

あわせて、中段記載の選ばれる熊本の実現
に向けて効果的な発信を行うための方針1
「デジタル技術の活用」、東京都、大阪府に
加え、福岡県での重点的な取組を行うための

方針2「ターゲットの明確化」、移住、定住
や地域資源の活用に意欲的な市町村を支援す
るための方針3「意欲的な市町村等への重点
支援・連携強化」、そして移住への裾野を広
げるための方針4「関係人口等の拡大」の4
つの方針に基づき、各種取組を進めてまいり
ます。

また、4つの方針の下に、半導体産業の集
積等を踏まえた「人材育成・確保」、「PR」
等の実施と記載しております。

TSMCの進出を契機としまして、国内外
から本県に注目が集まっており、全国各地か
ら人が集まる大きなチャンスを迎えている一
方で、人材確保は重要な課題の一つでござい
ます。また、移住者アンケートでは、仕事に
関する不安をお持ちの方も多くいらっしゃい
ますので、庁内各課で連携して、しっかりと
取り組んでまいりたいと思っております。

21ページをお願いいたします。

21ページ、22ページは、各方針における主
な取組内容、特に今年度新たに取組むこと
を中心に御紹介させていただいております。

まず、21ページ、左側の方針1では、デジ
タル技術を活用した移住定住プロモーション
に取り組みます。

事業概要欄に記載しておりますとおり、①
デジタルマーケティングによる移住潜在層の
掘り起こしでは、SNSや投稿配信サイトな
どを活用しまして、顕在化している移住希望
者層だけではなく、潜在的なまだ見えてな
い移住希望者層もターゲットとしまして、熊
本の魅力を発信してまいります。また、全市
町村が参加できるオンラインイベントの開催
や行政職員を対象としたオンライン向けのプ
レゼンテーション研修を実施するなど、オン
ライン相談会の魅力の向上に努めてまいりま
す。

右側の方針2では、先ほど申し上げました
とおり、福岡事務所内に7月に移住相談窓口
を新設するなど、昨年度に引き続き、福岡を

ターゲットとして重点的にプロモーション活動等に取り組んでまいります。

22ページをお願いいたします。

左側の方針3では、これも繰り返しになりますが、広域的な空き家バンクプラットフォームの構築に取り組みます。

下段に掲載していますピクトグラム、分かりやすい絵文字ですとか、あるいは360度カメラを導入しまして、利用者にとって利便性の高い空き家バンクプラットフォームの構築を進めてまいります。

右側の方針4では、熊本コネクションプロジェクトの拡充に取り組んでまいります。

関係人口の増加を目指しまして、登録者数の増加や若年層を中心とした交流会の開催等に取り組みます。

また、クマコネ会員の多様な能力を地域に還元していただく取組としまして、県内の地域が抱える課題の解決策を会員に考えていただく取組を行いたいと考えております。

また、県出身の方などのセカンドキャリア支援として、首都圏のビジネスパーソン等を対象としました県内企業との交流会の開催等を計画しております。

今後とも、市町村や関係機関とも連携しながら、人の流れを加速化し、移住定住を推進するための取組を進めてまいります。

地域振興課からの説明は以上でございます。

○坂野市町村課長 市町村課でございます。

続きまして、行政サービスの維持向上について御説明させていただきます。

23ページをお願いいたします。

本日の説明の全体像をお示ししております。説明内容は、5点でございます。

1点目が令和3年度の議論の整理、2点目が市町村支援に関する取組方針、3点目が熊本縣市町村行政体制維持・強化支援交付金、4点目が国の支援策、5点目が国の第33次地

方制度調査会の動きについてでございます。

24ページをお願いいたします。

1、令和3年度の議論の整理について、まず、議論の背景として、令和2年6月に公表されました国の第32次地方制度調査会答申の内容について御紹介をさせていただきます。

資料の中段でございますが、この答申の中で、今後の地方行政の在り方について、人口減少や新型コロナへの対応を念頭に、変化、リスクに適応したものへと転換する必要があるとされております。

また、その具体的方策として、地方行政のデジタル化や公共私連携、地方公共団体の広域連携等について、目指すべき行政の姿が提示されたところで。

資料の下の段でございますが、こうした背景の下、昨年6月の本委員会では、具体的方策の起点となる「地域の未来予測」あるいは市町村間の広域連携について御説明させていただきました。

これに対しまして、委員の皆様からは「県が地域に向き合って、どう手を差し伸べるか」、「県が市町村と一緒に県全体を発展させる視点が重要ではないか」などの御意見をいただいたところで。

こうした意見を踏まえまして、以後の委員会では、県が市町村支援を行う場合の考え方について、整理、検討し、報告させていただきました。

25ページをお願いいたします。

9月の委員会では、市町村の行政体制における現状、課題について、12月の委員会では、県内市町村のニーズ調査の結果などについて御報告させていただきました。そして、3月の委員会におきましては、市町村支援に関する県の取組方針案について御説明させていただきました。

26ページをお願いいたします。

2、市町村支援に関する取組方針について、まず、1、取組方針策定の趣旨について

でございます。

市町村が持続可能な形で行政サービスを展開できるように、県と市町村が地域課題をしっかりと共有し、一体となって課題解決に向けて取り組んでいく、そのような県の姿勢を明示するために策定したものでございます。

次に、2、市町村の現状と課題についてでございます。

今、社会全体で、人口減少や少子高齢化、新型コロナ対策や自然災害への対応が求められております。また、市町村は、公共施設の集約や老朽化対策、行政のデジタル化等に取り組むことが喫緊の課題となっております。

そうした中、昨年10月に実施しました県内市町村へのニーズ調査におきましては、四角囲みで示しておりますが、「職員の確保が難しい」、あるいは「業務の複雑化等により職員の負担が増加している」などの声が寄せられたところです。

この結果を踏まえまして、県としては、市町村職員の専門性の確保や広域連携、デジタル化推進などの面で、地域の実情に応じた県の支援が必要と整理したところでございます。

27ページをお願いいたします。

次に、3、市町村支援の方向性についてでございます。

県の市町村支援の基本的な考え方について、オレンジ囲みに記載している内容を掲げております。県民総幸福量の最大化に向けて、一緒になって取り組もうというものでございます。

また、資料の中段でございますが、県が支援を行うに当たっては、地域課題が様々で実情も異なることから、多様な支援メニューを準備し、見える化して示すことで、各市町村の主体的な取組を促すこととしております。

県としましては、前のページの現状、課題を踏まえまして、行政のデジタル化の支援や広域連携等への支援に重点を置くこととして

おります。

28ページをお願いいたします。

4、支援の対象、支援策についてでございます。

具体的な支援の内容について、主なものを記載しております。

市町村の行政体制面に着目した県の支援は、これまでも様々な分野で行われております。その一方で、県の支援の全体像が見えずに、市町村側から見ると、県への相談がやりにくいという状況にもあるように思われます。

そこで、今回、県による様々な市町村支援を種別ごとに分類、整理しております。

表の左側に支援の種別を記載し、中央に概要、右側に支援の具体例を記載しております。

上から順番に、技術的支援、人的支援、共同運営、事業支援を記載しております。この4つの大きな柱により、県として市町村支援に取り組むこととしております。

29ページをお願いいたします。

5、取組の推進体制についてでございます。

県の支援体制のイメージ図を記載しております。

市町村のほうから、広域本部、地域振興局または県の本庁に御相談をいただきますと、県内部において、関係部局と連携、情報共有を行い、課題解決に向けた方策を検討し、必要な支援につなげていく流れとしております。

そのほか、国の各種支援策等につきましても、積極的に市町村に情報提供していくこととしております。

30ページをお願いいたします。

3、熊本縣市町村行政体制維持・強化支援交付金についてでございます。

市町村が、今後、持続可能な形で行政サービスを提供していくために、まずは、各市町

村自らが、現状を分析し、将来の見通しを立て、必要な方策を整理し、それに沿った形で具体の取組を進めていくことが重要になります。

こうした市町村の取組を後押しするため、今年度の当初予算におきまして、この交付金を新規事業として計上させていただきます。

事業の概要は、下の段の四角囲みに記載のとおりでございます。

先ほど触れました「地域の未来予測」の作成やこれを踏まえた具体の方策の整理に要する経費、さらにシステム改修費や地域の各種団体との協議に要する経費などに対して支援をすることとしております。

今年の4月に交付金の交付要項を策定し、各市町村に周知をしたところです。また、5月に所要見込額を調査しており、現在、取りまとめを行っているところでございます。

より多くの市町村に取り組んでいただけるように、引き続き、同交付金の活用について、各市町村に働きかけてまいります。

31ページをお願いいたします。

4、国の支援策について御紹介させていただきます。

まず、(1)広域連携の推進のための支援策になります。

広域連携のための国の支援策につきましては、これまで、連携中枢都市圏構想や定住自立圏構想に対する地方財政措置が準備されております。この枠組みに入っている市町村につきましては、国のほうから交付税措置を受けることができることとなっております。

今回記載をしております支援策は、これまでの枠組みから外れる団体につきましても、ほかの市町村と共同で「地域の未来予測」を作成し、これに沿って広域連携等の取組を行う場合は交付税措置を受けることができるというものでございます。

32ページをお願いいたします。

国の専門人材の確保に関する支援メニューを3件御紹介させていただきます。昨年度の本委員会でも御紹介をさせていただいたものです。

1件目は、内閣府の地方創生人材支援制度でございます。

これは、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員、または大学研究者や民間専門人材を市町村長の補佐役などとして、あつせん、派遣するものでございます。

令和元年度からデジタル専門人材も派遣の対象となっております。

今年度の県内市町村の活用状況は、下段の表に記載のとおり6団体となっております。

33ページをお願いいたします。

2件目は、総務省の地域活性化起業人（企業人材派遣制度）でございます。

これは、市町村と3大都市圏に所在する民間企業が協定を締結し、企業等の社員を市町村に派遣し、幅広い活動に従事してもらうものでございます。市町村の受入経費等について、交付税措置がなされることとなっております。

34ページをお願いいたします。

3件目は、同じく総務省の都道府県過疎地域等政策支援員制度でございます。

こちらは、都道府県に対する支援メニューとなっております。

概要は、上段の枠内に記載のとおりでございます。県のほうで専門人材を確保し、過疎地域を支援するものでございます。産業振興や地域の情報化など、様々な分野への対応が可能であり、経費の50%について交付税措置がなされるものでございます。

35ページをお願いいたします。

最後に、5、国の第33次地方制度調査会の動きについて御報告いたします。

今年1月から審議がスタートしております。諮問事項は、記載のとおりとなっております。

ます。

新型コロナ対応における国と地方との連携について様々な課題が指摘されたことや、コロナ対応を通じてデジタル社会の可能性が国民に広く認識されたことが諮問の背景にあったと伺っております。答申は、令和6年1月頃とされております。

今後も、地制調における検討状況を随時情報収集しまして、本委員会に報告していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○緒方勇二委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

まず、新たな地方創生への取組に関する件について、質疑はありませんか。

○池田和貴委員 私、今年からこの特別委員会のほうに参加しておりますので、もしかしたら議論されているのかもしれませんが、お聞きしたいことが2点あります。

まず、1点なんですけれども、熊本県情報化推進計画で今様々な御説明をいただきました。

その中で、もしかしたらここに書き込んであるのかもしれないんですけれども、デジタル化をする中で、デジタル化の特性とすると、広く多くの人が場所に関係なく参加できるということと、参加した人が参加した段階で決裁とかを行って、決裁が早くなることによって、スピード感が上がるというような特性もあるんじゃないかというふうに思うんですね。

そういった意味では、県庁の決裁のシステムも、それに合わせて本当は変えていったほうがスピード感を上げる形になるかと思うんですが、そういったことが今説明された中に含まれているのかどうかということが、まず1点聞きたいということです。

2点目は、くまもとDX推進コンソーシアムの在り方なんですけれども、産学官の主体というふうになってまして、ただ、地方創生の最初のときって、この産学官に言論界や金融界も入れた形で地方創生を、というのが一番最初の流れだったというふうに私は記憶してるんですよ。

そういう意味では、くまもとDX推進コンソーシアムの中に、その地方創生の意味も含めて、そういうような人たちを入れるかどうかの検討はされていたのかどうか、また、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

○黒瀬システム改革課長 システム改革課でございます。

今の御質問の1点目、デジタル化を推進する中で、電子決裁、どこに含まれているのかという御質問をいただきました。

資料の2ページ目を御覧ください。

デジタル行政の実現、(1)先端技術やデータ利活用による高度化された行政の中の19番、庁内の業務プロセス改革・データ利活用の推進という項目がございます。この中で、実は文書管理システムを導入しまして、電子決裁を推進していくということをやっております。

以上でございます。

○受島デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

御質問いただきました2点目のコンソーシアムについての考え方についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、今回のDX推進コンソーシアムは、まさにそのデジタル技術を活用して、変革というところちょっと言葉が難しくなりますが、よりよい地域をつくってほしいというふうなところがございますので、かつ、今回のグランドデザインのほうも、行き

着いた先が県民の総幸福量の最大化というところでどう寄与していくかというふうなところでございますので、地方創生の観点というのは非常に重要なポイントというふうに考えております。

その上で、コンソーシアムにつきましても、とにかく幅広い立場の方に参画していただいて、それぞれの立場で活動していただくということがポイントとなりますので、先ほど御指摘のありました言論、マスメディアでございますとか、あるいは金融機関についても、我々幅広くお声かけをさせていただいております。そういったところの知見、力というのもいただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○池田和貴委員 すみません、御回答ありがとうございました。

まず、くまもとDX推進コンソーシアムのことについてなんですけれども、今の説明だと、これは産学官の各主体と書いてございますけれども、この中には、金融界の方も、そういう方も参画されているということによろしいんですか。金融界とかそういう方も。

○受島デジタル戦略推進課長 現在、まだ募集中の段階でございますけれども、既に参加のお申し出いただいている企業さんの中には、そういった方々も入っていただいております。

○池田和貴委員 分かりました。じゃあ、それはもう記載の仕方だけの問題だと思いますので、しっかり進めていただきたいと思います。

もう一点のほう、続けてよろしいですか。

決裁システムの在り方は、庁内の業務プロセス改革、データ利活用の推進というところなんですけれども、すみません、私うまく説

明できないんですけれども、例えば、今までは担当の方がいらっしゃって、所属長が印鑑押して、その後部長に行くのかな、最後二役まで行くとか、何かいろいろ縦がこう流れてたんですけれども、それが、例えば参加した人が一斉に、フラットで、いわゆる決裁をすることによって、一個一個積み上げていく時間を短縮するようなイメージで言ったんですけれども、そういうような業務プロセスの改善を行っているという——全てじゃないですよ。全てじゃないけれども、デジタルを使って、そっちのほうが効率的だと思われたときには、そういうような決裁のシステムにしていこうとしているという意味で捉えていいんでしょうか。

○黒瀬システム改革課長 システム改革課でございます。

今、電子決裁の流れについて御質問があったかと思っております。

今の電子決裁の流れは、原則として担当者が起案をしまして、それが、班長、課長、それから、必要に応じて、部長、知事という形で上がっていくという流れは変わっておりません。ただ、電子上で共有されておりますので、途中で確認することもできます。

電子決裁で上がっているものについては、例えば、班長を飛び越して、課長のほうで確認をすることもできますので、その時点で気になることがあれば、指摘をして修正をさせていただくということもできるようなシステムになっております。

以上でございます。

○池田和貴委員 分かりました。そういうふうにデジタルを使った形でやっているというのは分かりました。

ただ、私が言いたいのは、非常に時間的なスピード感を求められるときに、例えば、会議とかに課長とかも出ていらっしゃったら、

その会議に出ている、その議論したことを、もう既にそこで決裁することによって、下から起案をしていくような部分というのは、ある意味、もう認められたことにして、スピード感を持ってやっていくというようなときもあるんじゃないかなと思ってるんですよ。もちろん、全てそれがいいかどうかというのは別問題ですけどね。ただ、時間的に余裕がないときって、やっぱりそれに時間をかけるのではなくて、参加した人がそこで異論がなければ、それはもう承認したこととして、いわゆる決裁もあったということにみなすようなことがあったほうが、会議に出られた方も緊張感を持って臨まれる——皆さん、いつも持って臨まれているとは思ってますけどね。そういうふうになることもあるのかなというふうに思ったもんですから。

私が議長のとときに、自民党のデジタル推進本部の小林さんから講義を受けたときにも、いわゆる行政体の特にたくさん関わるところでは、決裁に時間かかってしまうので、そういったものを参加した人がそこで一斉に認めることによって、行政の仕事のスピードアップが図れるというような話もあったものですから。その考え方とかやり方を変えることによってスピード化が図られるというような御提言もあったものですから、分かってらっしゃるとは思いますが、私、そういった意味で質問したということです。ぜひ、そういったことも御検討していただければと思います。要望しておきます。

○小金丸理事 すみません、若干補足をさせていただきます。

先ほどの業務プロセス改革の中で、池田委員がおっしゃった部分でございますけれども、関連するものとしましては、昨年度、ビジネスチャットという機能を入れまして、いわゆるラインみたいなものでございます。ラインは、非常にセキュリティーが脆弱というところ

もございますので、強硬なビジネスチャットを導入しまして、例えば我々でございますけれども、正式な決裁に上げる前の資料とか、決裁に上がらないけれども、今委員がおっしゃったような、会議で一定の方向性の合意を取る部分とか、あるいは庁外での会議で復命を要するものとか、そういうものに関しましては、ビジネスチャットで入力をしますと、ここはフラットになっていますので、先に、私であれば理事が見たり、あるいは課長が見たり、そういうのは並行して見れるようなものがございます。そういう部分では、先に意思決定が——みんな空いた時間にそこを確認できると、修正も入れられるということになりますので、そういう部分は適用しています。

あと、決裁の流れといいますか、積み上げていく部分については、総務部とも今後いろんな形で検討する必要はあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○平井総務部長 総務部でございます。

今説明の中にもありましたが、決裁規程自体は総務部が持っておりますので、考え方はなんですけれども、システムのつくり自体は、今黒瀬課長から説明あったように、昔ながらの稟議というスタイルを取っておりますので、順番に印鑑を押していくスタイルになっているんですけれども、運用上は、先ほど説明があったとおり、全員が同時に見られるようになりました。急いで決裁を進めなきゃならないときには、先のほうで引き上げて決裁することで時間短縮等を図れますし、決裁した後であっても、ほかの人間も書類は見られるシステムに新しく変わっております。そういったものをうまく活用しながら、決裁のほうは進めていけるように対応していきたいと思っております。

○池田和貴委員 はい、分かりました。

○緒方勇二委員長 よろしいですか。

○池田和貴委員 はい。

○緒方勇二委員長 ほかに。

○濱田大造委員 関連してなんですけれども、DXな時代というのは、非常に幅が広いんですが、簡単に言ってしまうと、キャッシュレスな社会をつくっていくということなんだと私は認識しています。

日本は、先進国の中で唯一というぐらいキャッシュレス化が大幅に遅れてまして、今、商取引の大体3割だけがカードもしくは電子決済で、7割がまだ現金でやり取りしている国って、本当に日本ぐらいなんですね。中国では、もう100%キャッシュレス、屋台でも全部キャッシュレスですね。5年前に出張で上海に視察に行ったときも、上海の県の職員さんは、もう1年間全然現金使ってないという状態でした。

今お聞きしたい点は、まず県の納税ですね。自動車税、県民税、その他の納税が、今アナログと混在して、法人なり個人に全部封書で届いて、それでアナログ方式でまだ納税をしている。まず、ここからペーパーレスな社会をやっていくと。まず、行政が全然現金を扱わなくて済むシステムを明示することで、劇的にやっていくべきだと思います。

あと、公共交通機関ですね。市電もしくはバス、まだ現金でやり取りしていることが多いんです。これも全部現金はもう扱わないという、そのくらいやっていいと思うんですね。

ぜひ、その辺、今どうお考えになっているのかをお知らせください。分かる範囲で。

○受島デジタル戦略推進課長 今委員から御指摘あった後段の交通機関の話について、まず触れさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げました推進コンソーシアムの中で、キャッシュレスも含めて、様々な課題をデジタル技術でどうやっていくかというふうなことの実証を加えていきたいと思っているんですが、委員御指摘のとおり、交通機関につきましても、例えば、東京から来られた方が、タクシーに乗ったときに現金以外使えないというところが結構多いというところで、よく驚かれるケースがございます。

今回のコンソーシアムに、交通機関、タクシー会社も含めてですけれども、幅広く御参画いただく予定となっております、そういった視点についても議論して、よりいい方向、まさにDXの方向に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○平井総務部長 総務部でございます。

お尋ねのうちの、まず、税務、税金の話なんですけれども、すみません、手元に詳しい資料を持ってこなかったんですが、現在、クレジットカード決済、それからペイペイ等のいわゆるスマホ決済、こういったものも納税に取り入れておりますので、比率としては、現金での窓口払い以外のものが増えていく傾向にございます。このスタイルを続けていくことで、さらに進展していくのではないかと。現実には、今現在コンビニ決済が一番多いんですけれども、今後、コンビニ決済を上回る利便性がいわゆる電子決済に出てくれば、まだ増えていくかなと考えているところでございます。

それと、公共交通機関に関しましては、非常に古い話で恐縮なんですけれども、県庁の出張というものは現金主義になっておりまして、例えば、以前は高速道路乗るぞと言ったら、あらかじめ申請をして、現金を預かって

高速道路に乗るといようなシステムでございました。これを少しでも改善しようということで、とりあえずE T Cカードは入れれるようにしました。何と申しますか、決裁しないで支払いするスタイルになるものですから、どのように位置づけるかといような議論もしたんですが、旅行命令といような媒体もありますので、何とか入れられるといことで、クレジットカードを使つての支払いとしては、これが一番最初に入ったところ

です。それから、公共交通機関の、昔はT O熊カードといいましたバスカードがあったんですけども、これも資金前渡で買って置いて、所属のほうで職員に貸し与えることで、キャッシュレスで利用するといスタイルまでは来ております。それ以上の交通費につきましては、今のところ、精算払いなり事前払いの交通費の精算制になっております。という状況でございます。

○濱田大造委員 法人、いろんな会社がありますけれども、会社をやっていると、従業員がいろんな市町村に住んでいるわけですし、例えば、山鹿だったり、菊池だったり、合志だったり、熊本市だったり、従業員の住む場所によって、社会保障費の振込とかも全部市町村によって対応が違うんですよね。キャッシュレス化も全然温度差があつて、それは事業やってたら非常に分かるんですけども、電子決済がスムーズにいく自治体とそうじゃない自治体、これもやっぱり県がコーディネートして、分かりやすい仕組みを明示する必要があると思つてますので、ぜひその辺も県が音頭を取つてやっていただきたいと考えています。

○緒方勇二委員長 何か答えあります。

○受島デジタル戦略推進課長 まさに市町村

のD Xのお話かと存じます。

先ほど申しました、今年度は、自治体におけるオンラインの手続を先ほど御説明差し上げたんですけども、自治体D X全体についても、やはり同じような課題の手法として、全体の会議、それから専門家の派遣、それから直接県職員が出向いての取組といのをやつていく方針としておりますので、自治体D X全体について取組を進めてまいりたいといふうに入っています。

特に、市町村においては、規模ですとか取組については、かなり差が広がるございまして、先を走っているといと、ちょっと語弊がございしますが、スマートシティとかといところまで行っている自治体もいらっしゃれば、町村内に高齢者の方も多く、あるいは人口規模も限られているものですから、なかなか、そこへの費用対効果の観点から、少し検討に時間を要するよな自治体もございしますので、市町村課と連携を取りながら、個別の状況を拾い集めながら、丁寧に対応してまいりたいといふうに入っています。

以上でございます。

○平井総務部長 補足といいますか、税務関係なんですけれども、税は、市町村税、県税合わせて、いわゆるクラウド化といことで、全国の共通化といのが今課題になっておりまして、本県でもシステム改善をまさにやつているところでございます。課税面、それから収税面でのいろんなやり方も、全国的に横並びを見ながら進めていかれることになると思つますので、市町村に関しましても、御指摘のよな提案をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○緒方勇二委員長 よろしいですか。

○西聖一委員 今度新しい部署もできて、責

任持って旗振りをするようになるんですけど、以前はホストコンピューターを抱えて、自前でシステム開発というような考え方だったのが、今はクラウド化ということで、ホストシステムみたいなものは必要なくなっているかなと思うんですけども、熊本県はクラウドの行き先はどこなのかなということです。今G A F Aみたいな大きいのはありますけれども、これは国も一緒ですが、どことどういうふうに関連して、そういうクラウド化をしていくのかということ、バックアップシステムがちゃんとできるのかということ、それから、後半出てきますけど、市町村もデジタル化を進めましょうということですが、それぞれの市町村が独自のシステムをすると、やっぱり互換性がないということで、デジタル化の意味がないんですよ。国が一番大事ですけども、そこら辺の流れとか、どういう仕組みなのかをもう一回教えていただく、教えるとか、流れになっているのかなということをお尋ねしたい。

○黒瀬システム改革課長 システム改革課でございます。

今、西委員からお話ありましたように、我が県はホストコンピューターをまだ使っている部分がございます、それについては廃止をするということを昨年決定したところでございます。

このシステムについては、もともとホストコンピューターということでクローズドのシステムだったものですから、それをオープン化していくという作業を進めていくということで、今進めておるところでございます。

クラウドシステムに移行するかどうかなどいうところまでは、まだ現在議論を行っておりませんので、そこはまた方向性が決まりましたから御報告させていただきたいと思っております。

現状では、まずは現行のサーバーシステム

のほうに移行すること、仮想化サーバーに移行するというのを今考えておるところでございます。

以上でございます。

○西聖一委員 現行のサーバーとは何ですか。

○黒瀬システム改革課長 システム改革課でございます。

もともとホストコンピューターということで、クローズドでやっていたものをオープン化したサーバーというのを我々の庁舎の中に持っておりまして、そちらのほうのシステムのほうに移行するというところでございます。

○西聖一委員 オープン化したサーバーが、いわゆるG A F Aなのか特定の業者なのかというのが聞きたいんですけども。

○黒瀬システム改革課長 システム改革課でございます。

現行では、クラウドシステムをまだ入れておりませんので、我々のほうが購入しているサーバーシステムのほうに入れているということでございます。

以上でございます。

○西聖一委員 ある日突然、国がこのシステムに変えなさいというとき、ごろっと変わる可能性も当然あるでしょうし、事例は悪いですけども、みずほ銀行みたいにシステムがおかしくなったら自前でやらなくちゃいけないということになるんですか。

○黒瀬システム改革課長 現行では、クラウドではございませんので、今、西委員がおっしゃったように、我々のほうでしっかり管理していかなければならないというものでございます。国のほうの動きというのもまた注視

しながら、どういう方向が一番いいのかというのはしっかり考えていこうと思っております。

以上でございます。

○西聖一委員 しっかりその辺を見ながらやって、あんまり走るとかえって二度手間になるかなという気がしますので、よろしく願います。

○岩下栄一委員 移住、定住の問題で空き家バンクなんですけれども、空き家を貸したい人の募集登録というのは……。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

空き家バンクの募集登録につきましては、現状、空き家バンクは、市町村ごとに設置されておりますので、市町村のほうで募集をされているというところでございます。ただ、中には、不動産業者さんと連携されているケースもございまして、そこは市町村ごとにやり方は異なっているというところでございます。

○岩下栄一委員 私、地域で自治会長とか長くやって、最近の傾向として空き家が増えているんですね。それは空き家だって分かるのは、樹木がえらい茂って、手入れされてないから、おかしいなと思ったら空き家なんです。そういう空き家が放置されていると、治安も悪くなるし、雰囲気が悪いので、積極的に空き家を貸したいという人を募集して、空き家を撲滅してほしいと思うんですよ。

もし、空き家の応募者がいて、リフォームとか庭木の手入れとか、そういうのはどこがやるんですかね。それは、借りた本人、貸した本人。

○緒方勇二委員長 今の話は、登録物件の管

理よ。登録されている物件の管理を誰が行うのかということ。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

空き家バンクに登録されて、実際に移住者が借りられた場合には、リフォームですとかそういったところに対する支援というのは各市町村でもございますし、県のほうでも、その市町村に対して、またさらに支援するという、そういう制度はございます。ただ、登録されただけで、借り手がまだ現れてないという状況では、私ども県の制度ではそこまでカバーできてないというところでございます。

○緒方勇二委員長 よろしいですか。ほかに。

○小早川宗弘委員 関連して。

資料19ページ、移住、定住を取り巻く状況についてということで、近年のその状況、傾向ということですが、3番、引っ越し費用とか住まいへの不安を感じている人が多いということで、令和4年度のすまい支援補助金拡充ということ。これは、昨年度から、2～3年前から始まった支援措置じゃないかなと記憶しておりますが、どういうふうに拡充されるのか。あと、これまでの実績ですよ。何件ぐらい利用されたのか。それから、実際活用されて移住された方々の、これは一部でもよかですけども、どういった声があるのか。その辺をちょっと説明してください。特に、空き家バンクを利用した方々に上限額とか補助率を引き上げるということで、空き家バンクを利用しなかった方には駄目な理由というのは、何かあるのかどうか。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

19ページに書いてますとおり、すまい支援

補助金でございますけれども、こちらは、委員おっしゃったとおり、昨年度から取り組んでいるものでございます。

こちらのほうは、基本的には補助率2分の1という形の補助になっておりますので、それは空き家バンクを使わない方でも2分の1の補助はあるということでございます。ただ、空き家バンクを使っていただいた方には、さらに上乘せして補助率をかさ上げすると、そういった制度になっております。ですから、空き家バンクを使わなくても補助の対象にはなるというところでございます。

○小早川宗弘委員 具体的には、その2分の1という上限は——引っ越し費用に対する上限というのがありますか。

○久保田地域振興課長 引っ越し……。リフォーム費用ということでございますか。

○小早川宗弘委員 リフォーム費用じゃなくて、引っ越し費用。リフォーム費用もありますか。リフォーム費用——中身は分かりますか。

○久保田地域振興課長 引っ越し等の支援など、ソフト関係につきましては、補助率2分の1で上限が50万円という形でございます。リフォームとか改修など、ハード関係につきましては、補助率は同じく2分の1で上限額が100万円という形、引っ越し費用等ソフト関係の倍という形になります。

○小早川宗弘委員 利用された方、実績というのは、もう昨年度は全部予算は使ってしまったのかどうかという利用実績、その辺も聞きたかつですけど。

○久保田地域振興課長 昨年度は、全体で、引っ越し費用、ソフト関係が8件の利用でござ

います。ハード関係は、10件の利用という形になっておりまして、まだちょっと利用が進んでない部分があったので、こちらのほうにつきましては、市町村とも連携しまして、より周知を図り、あるいは使いやすいような形で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○小早川宗弘委員 移住される方については、やっぱり住まいの確保という部分では、非常に重要だというふうに思っていて、引っ越し費用とか、そういう補助金があるということになると、活用例も、今までとは違って、それは市町村が取り組むことかもしれませんけれども、もっと積極的に活用されてもいいのではないかなと思いますので、積極的な周知をお願いしたいということと、あと、実際の事例というか実績が、8件、10件ということで、そういった利用された方、移住されてきた方の声というのも聞きたいですね。都会から熊本の魅力を感じて引っ越してこられたということで、私、これは前回質問をしたんですけれども、何かモデルケースとか成功事例だとか、そういうのも常に情報を張っていただいて、常に利用者の声というのを把握しながら、特に成功事例をつくっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○前田憲秀委員 移住、定住について、私も御質問をしたいと思います。

私も、19ページ、アンケートから分かったことを通してお尋ねをしたいんですけれども、東京、福岡からの移住者が多い、移住に当たっては一軒家、収入の不安がある、まあそのとおりだと思うんですけれども、この右側に、「新」としていろいろ対策を設けられてらっしゃいますが、こういったのはほかの県も大体似たようなのはもちろんやられるんじゃないかと思うんですよ、うちの県に住ん

てくださいということ。

熊本県として、熊本に住んだらこうですよ、あぁなりますよ、こういう魅力がありますよというのは、何かそういうスローガンのものはあるのでしょうか。

○久保田地域振興課長 そうですね。まず、熊本の魅力ということでは、その19ページの4番のほうにも書いていますとおり、例えば熊本コネクションプロジェクト、この辺りを拡充して幅広くPRしていくとか、あるいはそれ以外でも広報関係の予算、今回の6月補正でも、テレビ、SNS、それから雑誌を連動させたPR事業につきまして要求させていただいているところがございます、そういったPRに取り組んでおります。何かスローガンというところではございませんけれども、熊本の魅力を伝えていくという形の取組というのはしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○前田憲秀委員 すみません、ちょっと直球だったかもしれないんですけども、前のページのいろんな説明をお聞きすると、20代、30代、40代も多い、そしてIターンも結構割合が多かったですよね。会社員であると。熊本としては、非常にいい材料じゃないのかなと、その分析結果を見て思っているの、福岡よりも熊本がいいですよというような何かキャッチフレーズ的なものも、ぜひ設けてもいいんじゃないかなと思います。

それと、関連してもう1点だけ。

今熊本駅が物すごく開発が進んでまして、マンションがいっぱい建ったり、今から建とうとしています。お聞きすれば、3,000万円、5,000万円、億があったかどうかは確認してませんが、ほとんど完売というふうに聞きます。そこら辺は、移住、定住には何か影響がありますか。そういう情報はございますか。

○久保田地域振興課長 そうですね。じかに県の移住施策、各市町村の移住施策等が使われて、空き家バンクとか使われた移住者の方は、どういったところにお住まいになられているところを捕捉できるんですけども、仮に民間のマンションとかに御自分で探して入居された方というところの情報までは、捕捉できていないというところがございます。

○前田憲秀委員 聞けば、新幹線が開通して、新幹線口にもマンションがいっぱいできたんですけども、人も住んでます。ただ、住民登録が少ないという話を聞いたことがございます。そこも問題視をしないといけないと思いますし、ただ、環境的には、非常に今注目を浴びているんじゃないかなと。熊本に住んで、博多までも30分で新幹線で行けるとい。本当に、当初、新幹線ができて、ストロー現象云々なんて心配もありましたけれども、全然そんなことはなくて、熊本に住もうじゃないか、熊本に住んでくださいという環境は整いつつあるので、一戸建てがいいというのももちろんだと思うんですけども、いろんな角度で熊本に住んでいただく施策をぜひ進めていただきたいなと思いますので、頑張ってくださいと思います。

以上です。

○緒方勇二委員長 ほかに。

○松田三郎委員 すみません。資料で言いますと、15、16ページ辺りだと思いますが、地域振興課の久保田課長にお尋ねしたいと思います。

資料を見ながら、例えば、16ページのそのアンケートの調査対象のところに「各市町村の施策を利用して」と書いてあります。これはアンケートだからかもしれませんが

も。

そもそも論で大変恐縮ですけれども、通常使う「移住」とか「定住」という場合に、例えば、東京にいるけれども、親の介護で一時的に熊本県内に住むようになったとか、また、仕事の転勤で、嫌だったけれども、熊本に言われて熊本県に住んでいるとか、あるいは例えばいろいろ見聞きして、自然が豊かで非常にあそこの景色が好きだから熊本県に住もうと思って来られる方等々、いろいろ状況というか動機が違うんだと思いますけれども、さっき言いました、そもそも論で大変恐縮ですが、この場合の「移住」というのは、ある程度もうちょっと限定した意味合いがあるんですかね。すみません、そもそも論で。次につながるために、そこは確認しておこうと思ひまして。

○久保田地域振興課長 15ページに、2,025名の方が県外からの移住者数ということで朱書きさせていただいておりますけれども、これは住民窓口のアンケート等で捕捉した数字でございますが、そのアンケートの中で、松田委員おっしゃったような、転勤で一時的に来た方とか、進学で一時的に来たというところ、そういった方については、この数字から除いております。やはり長期間といいますか、特に期間を設けずに熊本に転入されてきたと、そういった方を移住者数ということでカウントさせていただいているというところでございます。

○松田三郎委員 ということは、それがいいとは言いませんけれども、国が勝手に、アンケートのときも、こういう定義で、こういう結果を出してくださいというわけじゃないので、都道府県によっては、アンケートの取り方あるいは数字の出し方によっては違う可能性、あるいは県内の市町村によっても違う可能性、さっき言ったのを含める含めないと

か、その基準というか、それは違うことはあり得るんですか。

○久保田地域振興課長 移住者数というものが、明確に定義があるものではございませんものですから、全国の都道府県までは把握しておりませんが、九州各県では情報共有しておりますして、どういった形で数字を把握してますかというところで、やはりいろんな施策を使ってきた方だけをカウントしている県とかもございまして、本県のように、アンケートを取って捕捉しているというところもあって、正直、そこは定義がないものだから、各県でばらつきがあるというところがございます。

○松田三郎委員 前提として分かりました。

恐らく、前に課長にも聞きましたように、いわゆる社会的増減で、転入、転出、単純に引き算すれば、年度でどれだけ増えたか、それは簡単に分かるんでしょうけれども、実際、ある目的を達成するためには、おっしゃったように丁寧にとというのが一番いいんですけども、時間かかりますし、アンケート等によって、どういった理由で、例えば何人——ここにあるように、これはサンプル数が多ければ多いほどいいんでしょうけれども、そういうことまでやらないと、なかなかこの政策をしたからこれだけ増えたんだという、いわゆる政策効果というのが、やたらめったら何でもやって増えて、どれが効果的だったのかというのが、そこまで丁寧に調査、検証しないと分かりにくいだろうと、そういう難しさはあるのかなと。

県の場合は、この資料のように、そういう進め方をさせていただいておりますが、なかなか、県内の市町村によっては、以前、この委員会でも、あるいは課長にも聞きましたけれども、データの取り方によってかなりばらつきがあるので、例えば市町村ごとの数字を出

してもらっても、何かざっくりなんでんかんでん入れとるところと、きちっと政策によって来ていただいたというのを控え目に出しているところと、いろいろ濃淡があるならば、それが独り歩きするのちょっと正確性を欠きますので、なかなか出しにくい状況があるんですよという話をお伺いしたことがあります。どうですか。市町村でも、市と村じゃ、またそれに係る職員のマンパワー等も違うかもしれないし、それを考えると難しいと言いましたが、さっき、政策効果が見えにくい、それは県も一緒で、先ほど、前田委員おっしゃったように、何かこうインパクトのあるキャッチを出せば、ほかとの差別化ができるかもしれないという県レベルの話と、県内の市町村が、例えばこうだろうなということを考えて、私見でも結構ですので、何かそういう難しさといいますか、政策効果が見えにくい、だから次につなげていくためには、効果がないのを絞って捨てて、効果があるのを充実させるとか、そういった展開が難しいのかなと思っておりますけれども、そういうのはどうですか。

○久保田地域振興課長 現状、住民窓口アンケートというのは、紙でアンケートを取って、それを回収するという形を取っておりますものですから、どうしても回収率にばらつきがあるというようなところもございます。

ですので、今検討しておりますのは、アンケートも、デジタルで、メールといいますか、何らかのデジタルでのアンケートを取ると。ただ、それでも、それだけだとなかなか回収率が上がらないので、そこは、回答した方には、何らかのインセンティブを、そんな大したものではないですけども、ちょっとしたプレゼントをお配りするとか、何かしらそういった形でアンケートの回収率をできるだけ上げて、やはり実際の移住者の実態をしっかりと把握していくというのは必要なことだ

と思っております。

○松田三郎委員 分かりました。

最後に、これは県内の市町村に限ったことではないでしょうけれども、簡単に言うと、さっき意欲的な市町村というような表現もありまして、あまり努力しなくても勝手にどんどん人が入ってくるところもあるんですよね。逆に、ちょっと努力してうまくいって増えるところもある。中には、うちの球磨郡辺りを考えますと、ひがみ根性を含めて言いますと、立地の問題とかで幾ら努力してもなかなか成果が上がらないというところもあるんだろうと思います。

だから、市町村の意欲的な取組というのは前提ではございますが、これは企業誘致と似たようなもので、熊本県にいろいろ相談の案件が増えていると、これはいいことですので、県として——これは、課長なのか、今日は部長はいらっしゃいませんので、深川政策審議監あたり、県としてやっぱり頑張っているけれども、なかなか成果が出てない、例えば天草とか、人口がかなり急激に減ってきている球磨郡とか、水俣市とか、全部言いよれば、総花的になりますので、こういうところに何か誘導するようなお考えはないか。どちらからでも。

○深川政策審議監 企画振興部政策審議監深川でございます。

今松田先生のお話は、いわゆる均衡ある県土の振興といいますか、そういう観点についてお考えはないかということだろうと思えます。

事実、今現在、TSMCインパクトという言葉が、よく産業界の方たちと話をすると聞こえてまいります。TSMCの1兆円という非常に大きな設備投資、それが大きなインパクトで熊本県全体を底上げしていくんじゃないかと。ただ、一方で、その底上げ効果が県

北に集中しているのではないかというような懸念も皆さん持ってらっしゃるところでございます。

熊本県としては、これまでも、県南については、フードバレー構想であるとか、県南振興に力を入れてまいりました。私、以前企業誘致をやっておりましたけれども、県南のほうの企業誘致に力を入れた結果、私が企業立地課長をしていたときに、県南の立地件数が過去最高になったりですとか、やはりそのときにかなりインセンティブを設けて戦略的にやった結果だったんですが、そのときの思いとしては、戦略的にやれば、きちんとインセンティブを設ければ、ある程度姿が出てくる。ただ、その前提としては、やはり市町村が共に県と一緒に努力してくれるのが大前提とっております。

今よく市町村等とお話をすると、県にお願いする市町村と、県と一緒にやりましょうと言ってくれる市町村で、やはり明らかに成果という部分では違ってくるのかなと思っておりますので、そういう意味では、やはり市町村とともに、県南含め、全県的な振興を進めていきたいと思っております。

多少私見交えましたけれども、以上です。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

さっき、言葉足らずでしたが、成果が出てない天草と言ったんじゃないかと、人口減少の度合いがやっぱり急激に少なくなっている天草、球磨、水俣、芦北ということでございましたので、申し訳ございません。成果が出てないというつもりで言ったんじゃないかありません。

今おっしゃったように、企業誘致とある意味ちょっと似たようなところもあって、非常に示唆に富むお話でしたので、ぜひ部長にも知事にも今の話を伝え、私見を交えて結構でございますので、伝えておいていただけ

ばと。

以上です。

○田代国広委員 14ページをお願いします。

すばらしい結果が出ておるもんですから。この転出の超過が、令和2年は3,700人余りあったのが、令和3年では864人と、約3,000人近く減っているんですね。非常に激変しておって、結果はすばらしいんですけども、これだけ1年で変わるということは、何か特別な事情があったんじゃないかなと思うんですけども、こういった要因はどういうふうに理解すればいいんですか。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

こちらの数字は、住民登録の異動の数字の差引き、先ほどの移住者数とはちょっと異なります。実際に転入されてきた方、転出された方の総数の差引きでございます。かなり2年と3年で劇的に変わっているところでございます。実際に中身を見てみますと、転入者、例えば東京都からの転入者ですと、令和2年が2,200人ほどだったのが、令和3年は2,400人と、200人転入者が増えている。あるいは、福岡県からの転入も7,400人余りから7,700人余りと、300人以上増えているというようなところはございます。

じゃあ何で増えたのかということにつきましては、今まだ要因を分析しているところでございます。その辺りは、要因分析と今後の施策への反映というのは必要かなとは思っておりますけれども、まだ現状、すみません、細かく要因分析まではできていないという状況でございます。

○田代国広委員 すばらしい結果が出ているわけですね。ですから、やっぱりその原因をしっかりと追求して、何と申しますか、方針をやっぱり継続したりすると、これはずっと

継続していけばすばらしいことであって、一過性でやってもあんまりよくないものですから、できれば継続していただきたいと思いを、よろしく願いしておきます。

それから、もう1点いいですか。

○緒方勇二委員長 はい、どうぞ。

○田代国広委員 移住、定住も、これもどこの市町村も今一生懸命取り組んでおるわけでございまして、それなりに施策としてはいいんですけれども、抜本的、基本的に考えるならば、やはり少子化対策、これが根本的にやっぱり一番大事だと思うんですよ。

これは、全ての市町村をはじめ、あるいは全ての県民、国民の問題として受け止めて、私は、もうこの少子化対策に取り組むべきときが来ていると思うんですけれども、この委員会では、少子化のことは全く出てこないんですけれども、この委員会と少子化対策は切り離して考えるべき問題なんですかね。

○緒方勇二委員長 対策につながるDXがあるかも分かりますね。（発言する者あり）

人口減少に歯止めをかけるためのDXの中に少子化対策も入ってくるかもしれませんね。それが、移住、定住のところなのかどうかはちょっと……。どなたか、お答え。

○小川企画課長 企画課でございます。

企画課で、全体のまち・ひと・しごと総合戦略ですとか、人口の減少の分析ですとか、こういったものを担当しております。

先ほど、1つ前の御質問でもありました、その社会減が減少幅がすごく減っているというもの自体も、もともとまち・ひと・しごとの総合戦略の中で、その社会減の幅を小さくしていくという目標を出しているんですが、この減少幅が、今回あるようにすごく小さくなっていて、年度でいうと、もう達成してい

るような状況になるというような、ある意味すごく驚きを持って、我々としてもこの数字を見ております。

先ほど地域振興課長からお話ありましており、これが、この社会減の減少幅が小さくなっているのか、コロナ禍による一過性のものなのか、今後トレンドがどう続いていくのかということも含めて、企画振興部内でしっかり連携しながら、分析のほうはしていきたいと考えております。

次の点の少子化の関係ということになりますが、やはりこの社会減の部分と人口の自然減の部分というのはリンクをしておりますので、当然、地方創生という点に関しては、少子化の対策の問題をしっかりと捉えて、やはり熊本県に来てしっかり子育て環境を充実して暮らせるというところは、すごく大きな目標としてあろうかなと思っております。

本日、具体の施策を私のほうから申し上げるのはなかなか難しいんですが、移住、定住もそうですし、地方創生という観点で、やはり子育てしやすい県というところをしっかりと求めていく必要があるのかなと思っております。

以上になります。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

先ほど、資料の11ページで、移住定住推進本部の図を書かせていただいておりますけれども、この3番目に、構成員ということで各部長が入っております。全庁を挙げて移住、定住施策を進めていくという中で、その中には、各部局で連携しながら様々な取組を進めておりまして、その中でも、子育て推進の取組というものも、資料の中には出てきておりませんが、この移住、定住の取組の中の一つとして取り組んでおります。

そういった取組はしっかり取り組んでおりますし、そういったところをしっかりと外に

向けても情報発信していくことで、子育てに優しい県というところをPRすることで、移住、定住の推進につながるのではないかと考えておりますので、そういったところについても、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

○田代国広委員 企画課長と十分連絡取りながらしっかり進めてください。

以上です。

○井藤健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

今少子化の話がありましたので、少子化については、子育ても含めて、健康福祉部のほうにおきましても、結婚、妊娠、出産と、そういった支援策の充実を図りながら、市町村と一体となって少子化対策に取り組んでいきたいというふうに考えておりますし、今現在も、少子化対策総合交付金ということで、そういったものを最大限に活用しながら、しっかりと対策のほうを進めていきたいと思っております。

以上です。

○吉永和世委員 私も、この地域対策特別委員会に初めて来て、いろいろ説明を聞いて、早く追いつかないかと思って、聞いてたんですけども、なかなか追いつけないなというのはちょっと実感しました。

ただ、新しい地方創生といいますと、やっぱり新たな魅力をさらにつくっていく、これはもう県全体であり、一県内市町村ですか、あるいは企業、産業の魅力をつくっていく、そのトータルとして新しい地方創生というのがあるのかなというふうに勝手に思っているんですけども、その中で、ビジョン、7つの実現の方向性ということで、7つ書いてあるんですけども、この中で「熊本でこそ」とか、そういうのが2つあるんですね。農業

とヘルスケアシステム。「熊本でこそ」ということは、熊本でしかできない、だから、その魅力というのか、何かそういうのがないと「熊本でこそ」とかという言葉はなかなか使えないのかなと思ったりしているんですけども、「熊本だからこそ」、「熊本でこそ」、その言葉というのは、非常に重いものだなと思っておりますが、そこら辺のその思いというのは、何かあれば教えていただければ。

○受島デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

このグランドデザインを描きました際に、足元10年ほどを視野に、今後、熊本県で変わるべき変化といいますか、その辺を見据えながらデジタル技術を活用していこうというのが、このグランドデザインの大きな視座になっております。

その際に、何でもかんでもというふうなことだと、産学官、先ほど触れていただいた「金」も含めてですけれども、方向性がぶれてまいりますので、その中でも特筆して、ターゲットを絞ってやっていこうというのが、この7つの分野というふうに理解をしております。

そのときに、勝ち筋といいますか、熊本県の強みというふうなことを、さらに全国的に強くしていくためには、まさにデジタル技術を使っていくというふうなことが必要なんじゃないかなろうかと。

特に、農業ですとか、それからヘルスケア、この辺りは、非常に人手が多くかかる割には、なかなか後継者の方、それから人材確保というのは非常に難しい時期に来ているということもございまして、そういったところで、「熊本でこそ」というのは、先生御指摘のとおり、少し強い言葉ではございますけれども、一つ旗を立ててやっていこうというふうな、そういう強い意思でございます。

お答えになってますでしょうか。以上でご

ざいます。

○吉永和世委員 熊本の魅力づくりにおいて、やっぱり大事な視点だとは思いますが、やっぱり快適で安心な生活環境を共創するには、この4、5、6、7というのは非常に熊本に合った部分なのかなというふうに思います。

ただ、この1番、2番、3番の中で、挑戦する企業を熊本県のような産業の発展の中心にと、意味がよう分らないのであります。あと、何で熊本県でこそ農業を挑戦したくなるんだ、何で農業だけなんだと、こう思ってしまった部分もあるんですけども、さっきちょっと——これにこだわる部分はこだわってというところをつくったんでしょうけれども、何か非常に分かりにくいなと思ったので、質問したんですけども、私の個人的な考えでいくと、農業も産業だろう。水産業も林業も産業の一つであって、その産業を成長産業にというのは、水産業も言ってる話であって、林業も言ってる話であって、農業だけじゃない。だから全て成長産業にしていくんだというそういう思いで我々いるので、なぜこの農業に特化してやっているのか、そこはちょっと教えてほしいんですけども。

○受島デジタル戦略推進課長 まず、1点でございますけれども、記載が確かに分かりにくいところございまして、この1つ目で書いてある産業というのが、実はものづくり産業を指しております、いわゆる製造業のことを指しております。製造現場におきます生産性の向上ですとか業務効率化、あるいはUXプロジェクトでやっておりますような、いわゆるイノベーション・エコシステムを起こすための取組というのを掲げてございます。

そういった意味では、左側のほうの産業系、経済系のところは、ものづくり産業とそれから農業、それから観光というふうな特出

しをしているところなんですけど、委員御指摘のとおり、官民挙げてこういうふうなキャッチに仕立て上げてはいるところなんですけれども、他方で、1番目、ページで1ページ目に掲げましたけれども、県の情報化推進計画を御覧いただきますと、これが県の行政計画という位置づけになるんですが、例えば、(2)の県民が便利に暮らせる、それから(3)のほうで、企業とか事業者に向けた視点の取組が出てまいります。こういったところでは、いわゆる農林水産業全体でございますとか、あるいは今申し上げましたものづくり産業はもちろんですけども、建設業、この辺りも広く視野に入れて、高度情報化、デジタル化に向けて取組を進めてまいるというふうな考え方には違いがないところでございます。

以上でございます。

○吉永和世委員 先ほど言いました、新しい地方創生ですから、全ての面において、やっぱり魅力、これは行政サービスもまさしくそうだろうと思うんですけども、やっぱり魅力づくり、しかし、他県に負けない魅力づくり、他県というとなんなんですけれども、他地域に負けない魅力づくりなので、簡単そうで非常に難しいんだろうなというふうに思うのです。だから、ただ内に籠もってやるだけじゃなくて、やっぱり外もしっかりと見ながらやっていかないと、本当の魅力づくりってなかなかできないのかなという感じもちょっとしてますので、非常に大変な取組になってくるのかなと思ったりもしますので、ぜひ、そこら辺もアンテナを立てて、すばらしい熊本の魅力づくり、地域の魅力づくりをぜひ実現していただきたいなというふうに思いました。

以上です。よろしくお願ひします。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○岩本浩治委員 今回の吉永先生に関連してですが、私もちょっと分からないのが、実現の方向性の中で、新たなヘルスケアシステムと。これは9ページに関係してくるんですか。熊本県として、新たなヘルスケアシステムは、この9ページに関係してくるのかどうかです。

○井藤健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

直接、4ページのヘルスケアシステムと9ページは、リンクはしておりませんで、9ページのほうは、市町村が新たに申請の電子化をするに当たって、対象となる項目を一応列挙してあると。4ページのほうは、県全体としてどういうふうにするかのネットワークを進めていくかという観点で、今現在、熊本県のほうで、くまもとメディカルネットワーク構想ということで、地域医療等の情報ネットワークの基盤整備を進めていると。

実際には、医師会が中心になってやっているんですけれども、そこに県と熊大と三者でしっかり連携をしながら、県下の例えば病院でありますとか診療所、それから訪問看護ステーションとか在宅関連の施設、そういったところをしっかりとネットワークでつないで、参加者の診療から調剤、介護に必要なそういった情報を共有すること、そういったことで、質の高い医療・介護サービスにつなげていこうと、そういった取組でございます。

以上でございます。

○岩本浩治委員 分かりましたけれども、なかなか、医療と介護と調剤とクリニック、これが介護の分野では、全部そこに自分ところのお年寄りのことが漏れてしまうんじゃないかという話も聞くんですね。そのシステムには、やっぱり100万、200万かかるんだと、そういうことも話が入っておるわけなんです

ね。医療からすれば、高齢者の介護の方が大部分かると。ただ、反面、それが分かってしまうと困るという部分があるということも介護の部分から入ってくるんですが、こういうのは最終的には調整ができるんですか。大体いつ頃に持っていこうという感覚でいらっしゃるのかなと思います。

○井藤健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

一応、このくまもとメディカルネットワーク構想については、医師会が中心にやっています、特に終期を定めているということではないんですが、これから段階的に加入する施設を増やしていったりとか、将来的にはその辺りの情報の共有がしっかりとできるような形に持っていきたいというふうに思っております。

あと、このくまもとメディカルネットワークとは別に、2025年までに、特に高齢者の方が地域でしっかりと周囲のケアを受けながら最後まで暮らせると、そういった地域包括ケアシステム、そういったことも同時並行で、関係の機関とか市町村とか、そういったところとしっかりとタイアップしながら、今後システム化をしていこうと。ただ、これはDXとは別なんですけれども、そういった環境づくりを進めていこうという取組も同時並行でやっております。

以上でございます。

○岩本浩治委員 はい、分かりました。

○緒方勇二委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 次に、行政サービスの維持向上に関する件について質疑はありませんか。

○松田三郎委員 1ついいですか。手短かに。

最終ページ、坂野課長、すみません。

御説明ありましたが、33次の地制調、1月に発足してますので、何回やってるかは分かりませんが、あちこちからちよろつとぐらいでしか私も聞いてませんが、主にどうですか。今までとこれから大きな論点となりそうとか、こういうことが議論されている、あるいはされそう、されるらしいというところを含めて、入っている情報の範囲でもちろん結構でございます。教えていただければと。

○坂野市町村課長 市町村課でございます。

今国のほうで審議がスタートしております地制調の動きですけれども、議事録等を見ますと、やはり新型コロナウイルス感染症への対応について、国と都道府県、市町村が連携して対応していく中で直面した課題について議論がなされると聞いております。

例えば、緊急事態宣言は国が出し、医療機関に対しての指導、調整は都道府県のほうが行いましたが、こうした対応をめぐる、いろいろとマスコミ等で報道がなされたところでございます。こうした内容が議論されていくのではないかと考えているところです。

以上でございます。

○松田三郎委員 はい、いいです。

○池田和貴委員 坂野課長にお願いします。

24ページ、すみません。

もう33次の地方制度調査会に入っているんですけれども、この四角囲みの中の④番、「地方議会の各項目」について目指すべき行政の姿を提示」とあるんですけれども、すみません、ここは私勉強不足なので、よかったらこの資料をいただけないかなと思ってですね。我々議会に関することなので、すみません、それをお願いします。

○緒方勇二委員長 答え要るんですか。お願いですね。

ほかに質疑はありませんか。

○濱田大造委員 26ページから28ページぐらいに関する事なんですけれども、デジタル化を推進するには、やっぱりうまくいくには、まず県庁の職員がレベルアップする必要があると思ひまして、このデジタル化への対応って、やっぱり個人によって全然状況が違っていると思ひます。パソコンに詳しい職員とそうじゃない職員、でも均一化しないと全ての部局でうまくいかないと思ひますね。

以前も、これは質問したんですけども、県として、やっぱり定期的に県庁職員の研修を通じてレベルアップを図るべきだと思ひますが、今それはどうなっているのか教えてください。

○黒瀬システム改革課長 システム改革課でございます。

今濱田委員からも御指摘いただいたように、県庁の職員のデジタル技術に関する意識であったり、スキルであったりというのは、しっかり研修などで育てていく必要があると考えております。我々のほうの企画振興部といひますか、デジタル戦略局のほうでも考えておりますし、全職員ということで、総務部のほうとも連携しながら、そこをしっかりと進めていこうという議論を今しておりますので、また形にして御報告をしたいと思ひております。

以上です。

○緒方勇二委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、質疑はこれで終了いたします。

次に、議題3、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

本委員会の付託の調査事件については、引き続き審査する必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則第82条の規定に基づき、議長に申し出ることにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

その他として何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 その他として、私から1つ提案がございます。

閉会中の視察の件についてですが、委員会で行う委員派遣は、本来、会議規則第81条により、委員会として、これを議長に申し出るようになっております。

しかしながら、緊急な委員会視察が必要な場合に、委員会をそのたびに開催するのが不可能な場合もございます。

そこで、付託調査事件に係る閉会中の委員派遣の実施、目的、日時、場所等につきましては、委員長一任ということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 異議なしということですので、そのように取り計らわせていただきます。

ほかになければ、本日の委員会はこれで閉会します。

これをもちまして、第17回地域対策特別委員会を閉会します。

お疲れでございました。

午前11時52分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

地域対策特別委員会委員長